

国民健康保険税減免取扱要綱別表新旧対照表

修正案	原案（全市町村宛意見照会時点）
区分	区分
第1号	第1号
対象となる <u>国民健康</u> 保険税	対象となる保険税
<u>所得割及び均等割</u>	<u>応能割及び応益割</u>
減免の割合	減免の割合
<p>(1) 住<u>家</u>の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住<u>家</u>の延床面積の70%以上に達した程度のもの、<u>または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの</u>：10割</p> <p>(2) 損壊部分がその住<u>家</u>の延べ床面積の50%以上70%未満のもの、<u>または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの</u>：7割</p> <p>(3) 損壊部分がその住<u>家</u>の延べ床面積の20%以上50%未満のもの、<u>または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上40%未満のもの</u>：5割</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(4) 住宅が床上浸水した場合：5割</p>	<p>(1) 住<u>宅</u>の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住<u>宅</u>の延床面積の70%以上に達した程度のもの：10割</p> <p>(2) 損壊部分がその住<u>宅</u>の延べ床面積の50%以上70%未満のもの：7割</p> <p>(3) 損壊部分がその住<u>宅</u>の延べ床面積の20%以上50%未満のもの：5割</p> <p><u>(4) 家財又はその他の財産が焼失、損壊などの被害を受けた場合：5割</u></p> <p>(5) 住宅が床上浸水した場合：5割</p>
対象期間	対象期間
災害発生日以降に納期の末日又は特別徴収対象年金給付の支払日が到来する当該年度の <u>国民健康</u> 保険税。ただし、必要に応じ、被	災害発生日以降に納期の末日又は特別徴収対象年金給付の支払日が到来する当該年度の保険税。ただし、必要に応じ、被災した日

災した日が属する月から起算し、最大12月まで延長することができる。	が属する月から起算し、最大12月まで延長することができる。
必要書類	必要書類
り災証明書の写し等	り災証明書の写し等、 <u>家財又はその他の財産が焼失、損壊等の被害を受けたことが確認できる書類</u>

修正案	原案（全市町村宛意見照会時点）
区分	区分
第2号	第2号
対象となる <u>国民健康</u> 保険税	対象となる保険税
<u>所得割及び均等割</u>	<u>応能割及び応益割</u>
減免の割合	減免の割合
<p>次の<u>2</u>項目をすべて満たしている場合、以下に定める割合により、これを減免する。 <u>ただし、非自発的失業に係る軽減が適用される場合は、適用後の所得割額に対して、適用しなかった場合の所得割額にそれぞれの減免割合を乗じた後の金額の方が下回る場合にのみ、その差額について減免する。</u></p> <p>(1) 当該年における<u>納税義務者及び被保険者である世帯員</u>の合計所得金額の見込額が、前年<u>（申請日の属する月が1月から3月までの場合にあっては、前々年）</u>と比較し50%以上減少した場合 <u>（削除）</u></p> <p>(2) 納付相談や<u>預貯金等の財産の状況</u>、収入状況申告書の記載内容などを総合し、生活困窮が認められる場合 前年度からの 所得減少率 減免割合</p>	<p>次の<u>3</u>項目をすべて満たしている場合、以下に定める割合により、これを減免する</p> <p>(1) 当該年における<u>被保険者及び主たる生計維持者</u>の合計所得金額の見込額が、前年と比較し50%以上減少した場合</p> <p><u>(2) 前年における被保険者及び主たる生計維持者の合計所得金額が600万円以下の場合</u></p> <p>(3) 納付相談や収入状況申告書の記載内容などを総合し、生活困窮が認められる場合 前年度からの 所得減少率 減免割合</p>

9割以上 7割以上9割未満 5割以上7割未満	10割 7割 5割	9割以上 7割以上9割未満 5割以上7割未満	10割 7割 5割
対象期間		対象期間	
減免申請日以降に納期の末日が到来する当該年度の <u>国民健康</u> 保険税について減免		減免申請日以降に納期の末日が到来する当該年度の保険税について減免	
必要書類		必要書類	
収入状況申告書及び記載内容を証明する書類（給与明細書・年金支払通知書・年金額改定通知書・預貯金通帳・有価証券など）の写し		収入状況申告書及び記載内容を証明する書類（給与明細書・年金支払通知書・年金額改定通知書・預貯金通帳・有価証券など）の写し	

修正案	原案（全市町村宛意見照会時点）
区分	区分
第3号	第3号
対象となる <u>国民健康</u> 保険税	対象となる保険税
<u>所得割及び均等割</u>	<u>応能割及び応益割</u>
減免の割合	減免の割合
該当被保険者に係る <u>国民健康</u> 保険税の額の全額	該当被保険者に係る保険税の額の全額
対象期間	対象期間
減免申請日（特別の事情があると認められる場合は保護開始日）以降に納期の末日が到来する当該年度の <u>国民健康</u> 保険税について減免	減免申請日（特別の事情があると認められる場合は保護開始日）以降に納期の末日が到来する当該年度の保険税について減免
必要書類	必要書類
生活保護開始決定通知書の写し	生活保護開始決定通知書の写し

修正案	原案（全市町村宛意見照会時点）
区分	区分
第4号	第4号
対象となる <u>国民健康</u> 保険税	対象となる保険税

<u>所得割及び均等割</u>	<u>応能割及び応益割</u>
減免の割合	減免の割合
該当被保険者が給付制限を受ける期間に係る該当被保険者の <u>国民健康</u> 保険税に相当する額	該当被保険者が給付制限を受ける期間に係る該当被保険者の保険税に相当する額
対象期間	対象期間
給付制限を受ける <u>こととなった日の属する月から当該給付制限を受けなくなった日の属する月の前月までの当該被保険者に係る月割の国民健康保険税額について減免</u>	給付制限を受ける期間
必要書類	必要書類
在監（在所）証明書 <u>など</u> の写し	在監（在所）証明書の写し

修正案	原案（全市町村宛意見照会時点）
区分	区分
第5号	第5号
対象となる <u>国民健康</u> 保険税	対象となる保険税
<u>所得割及び均等割</u>	<u>応能割及び応益割</u>
減免の割合	減免の割合
<p>1 旧被扶養者に係る所得割額については、これを免除する</p> <p>2 旧被扶養者に係る被保険者均等割額については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、次の割合により、これを減免する。ただし、減額賦課5割及び7割軽減該当世帯に属する旧被扶養者については減免を行わない。</p> <p>（1）減額賦課非該当世帯に属する旧被扶養者：5割</p> <p>（2）減額賦課2割軽減該当世帯に属する旧被扶養者：軽減前の額の3割</p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>1 旧被扶養者に係る所得割額及び<u>資産割額</u>については、これを免除する</p> <p>2 旧被扶養者に係る被保険者均等割額については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、次の割合により、これを減免する。ただし、減額賦課5割及び7割軽減該当世帯に属する旧被扶養者については減免を行わない。</p> <p>（1）減額賦課非該当世帯に属する旧被扶養者：5割</p> <p>（2）減額賦課2割軽減該当世帯に属する旧被扶養者：軽減前の額の3割</p> <p><u>3 旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、旧被扶養者の属する世帯に係る世帯別</u></p>

	<p><u>平等割額については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、次の割合により、これを減免する。ただし、旧被扶養者が属する世帯が、減額賦課5割及び7割軽減該当世帯又は特定世帯（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第2項第8号イに規定する特定世帯をいう。）である場合は減免を行わない。</u></p> <p><u>(1)減額賦課非該当世帯：5割</u></p> <p><u>(2)減額賦課2割軽減該当世帯：軽減前の額の3割</u></p> <p><u>(3)減額賦課非該当の特定継続世帯：特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割2.5割軽減前の額の2.5割</u></p> <p><u>(4)減額賦課2割軽減該当の特定継続世帯：特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割2.5割軽減及び減額賦課2割軽減前の額の1割</u></p>
対象期間	対象期間
減免の申請のあった日の属する月以降（ただし、均等割額に係る減免については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）	減免の申請のあった日の属する月以降（ただし、均等割額 <u>及び平等割額</u> に係る減免については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）
必要書類	必要書類
資格喪失証明書又は旧被扶養者異動連絡票	資格喪失証明書又は旧被扶養者異動連絡票